

伊賀市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月7日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第41号

伊賀市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市保育所条例施行規則（平成16年伊賀市規則第107号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊賀市立大山田保育園の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月13日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第42号

### 委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

委員会の委員等の報酬に関する規則（平成16年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「別表に規定するその他市の執行機関の附属機関の委員及びその他の委員等（以下「附属機関の委員等」という。）及びその他の特別職の非常勤職員の報酬の額」を「施行に関し必要な事項」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条中「附属機関」を「条例別表に規定するその他市の執行機関の附属機関の委員及びその他」に改める。

第3条中「その他」を「条例別表に規定するその他」に改める。

第4条第1項中「附属機関の委員等、その他の特別職の非常勤職員」を「条例第1条第1項に規定する委員等（以下「委員等」という。）」に、「なった場合又は異動があった」を「就いた」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「日割り計算した」を「一般職の職員の給与の支給の例による日割りによる計算（以下「日割計算」という。）をした」に改め、同項第2号中「支給する」の次に「。この場合において、その日の属する月の報酬の額は、その日から日割計算をした額とする」を加え、同条第2項中「附属機関の委員等、その他の特別職の非常勤職員が、任期満了、辞職又は死亡」を「委員等が離職」に改め、「場合」の次に「(死亡した場合を除く。）」を加え、「の各号」を削り、同項第1号中「その月分の全額」を「その日まで日割計算をした額」に改め、同項第2号中「月割」を「月割り」に改め、「支給する」の次に「。この場合において、その日の属する月の報酬の額は、その日まで日割計算をした額とする」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 委員等が死亡した場合の報酬の支給については、次に定めるところによる。

(1) 月額報酬を受ける者にあつては、その月分の全額を支給する。

(2) 年額報酬を受ける者にあつては、その日の属する月まで月割りによつて計算した額を支給する。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年8月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第43号

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例（令和6年伊賀市条例第27号）の施行期日は、令和6年9月2日とする。